

私立専修学校高等課程等授業料補助のお知らせ

豊橋市では、私立専修学校高等課程等就学による保護者のみなさんの負担を軽減するため、私立専修学校高等課程等授業料補助制度を実施しています。本年度は、次のとおり実施しますので、対象となる方は在学する学校の指示に従い、豊橋市にお申し込みください。

1 補助対象となる生徒

10月1日現在、就学支援金の受給認定を受けた私立専修学校高等課程（理容師、准看護師、美容師、調理師又は製菓衛生師の国家資格の養成課程を置く中学校卒業者を入学資格とする専修学校一般課程及び各種学校を含む）に在学する生徒で、その授業料負担者が豊橋市内に住所を有し、平成28年度の市町村民税の所得割額が裏面の所得基準に該当する方。授業料負担者は、父及び母。ただし、父及び母以外に所得税法上の生徒の扶養者となる者がある場合には、その者を含む。

2 申請手続

補助を受けようとする方は、豊橋市教育委員会教育政策課（市役所東館11階）へ、下記の書類を平成28年11月21日(月)までに提出してください。

(1) 全学年共通

a. 「豊橋市私立専修学校高等課程等授業料補助申請書」（全員）

表面を記入した後に学校へ提出し、裏面に学校の証明を受けてください。

b. 「平成28年度愛知県私立学校授業料軽減決定通知書」の写し（全員）

学校から配付があります。4月から6月分と7月から3月分の2枚に分かれている場合は、2枚必要です。愛知県外の学校へ通う方は、これに準じた書類。

※乙Ⅰの区分と県外の学校に通う方

受給資格又は区分の確認のために、所得の状況を確認させていただきますので、「市町村民税の所得割の額の証明書」を提出して下さい。授業料負担者分（配偶者の証明書も必要）の平成27年度分と平成28年度分が必要です。ただし、平成28年1月1日に豊橋市に住民票のない方は、豊橋市に課税情報がないので、平成28年1月1日時点で住民票のある市役所で課税証明書を発行してもらって下さい。

c. 「請求書」（全員）

d. 生活保護を受給している方は、受給を証明する書類（一部の方）

(2) 旧法該当者（平成26年4月1日前から引き続き在学する者）

a. 「扶養確認票」（一部の方）

「平成28年度愛知県私立学校授業料軽減決定通知書」で所得基準が「乙Ⅰ」の方、「平成28年度愛知県私立学校授業料軽減決定通知書」の写しがない方、愛知県外の学校へ通う生徒は、提出して下さい。19歳未満（誕生日が平成9年（1997年）1月2日～平成27年（2015年）12月31日の方）の扶養親族の「健康保険証」の写し全員分を貼って提出。

※締め切りを過ぎますと、受付が出来ませんのでご注意ください。

3 補助金額

区分	補助額(年額)		所得基準 (父母合算)
	学年	金額(円)	
甲 I	1 年生	37,600	生活保護 及び平成 28 年度市町村民税所得割額が非課税世帯
	2.3 年生	36,200	
	H26.4.1 前から引き続き在学する者	36,200	
甲 II	1 年生	13,800	【1.2.3 年生】 ・市町村民税所得割額が 51,300 円未満の世帯 【H26.4.1 前から引き続き在学する者】 ・市町村民税の所得割額が 18,900 円に①、②の合計を加えた額未満の世帯 ① 16 歳未満の扶養親族の数×21,300 円 ② 16 歳以上 19 歳未満の扶養親族の数×11,100 円
	2.3 年生	18,300	
	H26.4.1 前から引き続き在学する者	18,300	
乙 I A	1 年生	25,000	【1.2.3 年生】 ・市町村民税所得割額が 105,300 円未満の世帯 【H26.4.1 前から引き続き在学する者】 ・市町村民税の所得割額が 74,100 円に①、②の合計を加えた額未満の世帯 ① 16 歳未満の扶養親族の数×19,800 円 ② 16 歳以上 19 歳未満の扶養親族の数×7,200 円
	2.3 年生	24,200	
	H26.4.1 前から引き続き在学する者	20,400	
乙 I B	1 年生	7,200	【1.2.3 年生】 ・市町村民税所得割額が 163,500 円未満の世帯 【H26.4.1 前から引き続き在学する者】 ・市町村民税の所得割額が 136,500 円に①、②の合計を加えた額未満の世帯 ① 16 歳未満の扶養親族の数×19,800 円 ② 16 歳以上 19 歳未満の扶養親族の数×7,200 円
	2.3 年生	6,300	
	H26.4.1 前から引き続き在学する者	8,600	
乙 II	1 年生	6,900	【1.2.3 年生】 ・市町村民税所得割額が 271,500 円未満の世帯 【H26.4.1 前から引き続き在学する者】 ・市町村民税の所得割額が 244,500 円に①、②の合計を加えた額未満の世帯 ① 16 歳未満の扶養親族の数×19,800 円 ② 16 歳以上 19 歳未満の扶養親族の数×7,200 円
	2.3 年生	6,300	
	H26.4.1 前から引き続き在学する者	2,700	

実際に納入する授業料の額が、補助額に満たない場合は、実際に納入する授業料の額を限度とします。授業料の全額が他の地方公共団体の授業料軽減措置等でまかなわれる方は、豊橋市の補助は受けられません。

4 問い合わせ先 豊橋市教育委員会教育政策課 電話 (0532) 51-2805